

## 町有地の一般競争入札案内書

住田町では、保有用地を一般競争入札により売払いします。

平成22年8月 日

### 目 次

入札物件内容及び現地説明会	1 頁
入札の日時及び場所	1 頁
入札の条件及びその手続き等	1 頁
契約の条件及びその手続き等	3 頁
入札場所案内図	4 頁
物件調書	5 頁
物件案内書、明細書	6 頁
入札保証金納付書	7 頁
入札参加申込書	8 頁
委任状	9 頁
入札書	10 頁
土地売買契約書	11 頁

〒029-2396 住田町世田米字川向96-1

### 住 田 町

(0192)46-2111

問合せ先 総務課(管理係)

## 1 入札物件内容及び現地説明会

所在地	地目 (現況)	面積 (m2)	最低価格 (円)	現地説明会日時
世田米字小口洞 53-16	宅地	187.13 建物(木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 147.86 m2)を含む	3,742,000	平成22年9月22日 午後2時～

(注) 入札には現地説明会に参加されなくても参加できますが、各種事項は全て了知されているものとみなされます。

## 2 入札の日時及び場所

- (1) 日時 平成22年9月30日(木) 午後2時00分から
- (2) 場所 住田町農林会館(小会議室)

## 3 入札の条件及びその手続等

### (1) 入札申込期間・申込書

#### ア 申込書の配布

平成22年8月31日(火)～平成22年9月27日(但し、土日を除く)

住田町役場総務課(期間は異なることもありますが、住田町ホームページからもダウンロードできます。)

#### イ 入札申込期間

平成22年9月1日(水)～平成22年9月27日(月)

### (2) 参加資格

原則として、どなたでも参加できます。ただし、成年被後見人及び被保佐人又は補助人及び破産者で復権を得ない方は、参加できません。

### (3) 注意事項

ア 入札参加者は、他の入札者の代理人となることができません。

イ 2名以上の共同(連名)による入札も可能です。その場合、その代理人として入札に参加するときは、他の共同入札者の委任状の提出が必要です。

ウ 代理人として入札に参加することはできますが、本人(土地購入希望者)から委任状の提出が必要です。ただし、共同入札の場合を除き、2人以上の入札参加者の代理人となることはできません。

エ 初回の入札に参加しなかった者は、再度の入札には参加できません。

### (4) 入札保証金

ア 入札に参加するためには、予定価格の3%以上の入札保証金を当町が発行する「納付

書」により入札日の前日までに納付する必要があります。

イ 落札されなかった方の入札保証金は、入札終了後、入札保証金納付書（領収書）と引換えにこれを還付します。

なお、入札保証金を還付するとき、収入印紙を領収書にちょう付していただきますので、200円の収入印紙をご用意ください。ただし、印紙税法上の非課税法人又は個人で営業に関しないもの場合は必要ありません。

エ 落札者の入札保証金は、契約保証金に充当します。

オ 落札者が落札決定の日から起算して5日（土・日曜日、祝日を除く。）以内に売買契約を締結しないときは、落札者としての権利を失い、入札保証金は、当町に帰属します。

#### （5）入札に必要な提出書類

入札参加に当たっては、次の書類を入札当日に会場(受付等窓口)へ直接持参してください。

ア 入札参加申込書

イ 入札資格を証明する書面

個人の場合 市町村長が発行する身分証明書、印鑑証明書又は、運転免許証等本人確認できるもの。

法人の場合 法人登記簿謄本、法人の印鑑証明書

ウ 代理人の場合は、委任状

エ 入札保証金納付領収書

#### （6）入札

ア 「入札書」に所定の事項を記入し、記名押印の上、封をし、封筒にも記名の上、入札してください。

イ 記載事項を訂正（金額は訂正できません。）したときは、必ず訂正印を押印してください。

ウ 共同入札の場合は、共同入札者全員が記名押印してください。ただし、代理人による場合を除きます。

エ 郵便又は電報による入札は認めませんので、入札参加者は、入札日時に入札場所に集合してください。

オ 入札者は、一度提出した入札書の書換、引換、撤回又は辞退をすることはできません。

カ 入札に参加する資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とします。

キ 入札書に記載された入札金額が最低売却価格に達しない場合で、入札参加者が再度の入札を希望するときは、直ちに再度の入札をします。ただし、再度の入札は1回限りとします。

#### （7）落札者の決定

入札の結果、最低売却価格以上の最高の価格をもって入札した者を落札者とします。  
ただし、落札となるべき同額の入札をした者が2人以上ある場合は、直ちに当該同額の入札をした者にくじをひいてもらい、落札者を決定します。

#### 4 契約の条件及びその手続等

##### (1) 契約の締結

契約の締結は、当町において行います。

##### (2) 契約締結日

落札決定の日から起算して5日(土・日曜日、祝日を除く。)以内とします。

##### (3) 契約締結時に必要な書類等

ア 契約保証金 免除

イ 登録免許税相当額の現金領収証書(税相当額が3万円以下の場合は収入印紙可)及び  
売買契約書にちょう付する収入印紙

ウ 住民票抄本(個人の場合)

##### (4) 売買代金の納付

契約締結の日から起算して30日以内です。

##### (5) 売買物件の所有権の移転

売買代金を完納した時に移転します。

##### (6) 売買物件の引渡し

売買代金完納後、現状のまま7日以内に引き渡します。

##### (7) 契約に付す主な条件

売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する業並びに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の事務所等反社会的行為の用に供してはならないこと。

上記に違反したときは、違約金(売買代金の30パーセント相当額)を当公社に支払わなければなりません。また、契約を解除することがあります。

##### (8) 所有権移転登記

売買代金納付後、当町が所有権移転登記をします。

##### (9) 危険負担

契約締結から売買物件の引渡しまでの間は、買主が危険を負担します。

##### (10) かし担保責任

落札者は、契約締結後に、当該売買物件に面積の不足、又は隠れたかしのあることを発見しても、売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることはできません。

## 5 入札案内書

入札案内書は、住田町総務課に用意してあります。